



フレッシュ生衛信州 令和5年8月号

生活衛生同業組合へ加入しましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、業界の健全な振興、衛生水準の向上並びに利用者・消費者サービスの向上等を目的として、自主的な活動を行っている法人です。組合加入は多くのメリットがあります。たとえば

- ・日本政策金融公庫の生活衛生融資を有利な条件で利用できます。
- ・各種共済や保険制度に、一般より安い掛金で加入でき、保険料が節約できます。
- ・経営に必要な情報を迅速に入手できます。
- ・講習会、研修会等に無料で参加できます。
- ・経営、税務、法律などの無料相談が受けられます。

組合に関するお問い合わせは県内の各生活衛生同業組合へ

組合名	TEL	組合名	TEL
長野県鮭商生活衛生同業組合	026-234-6555	長野県ホテル旅館生活衛生同業組合	026-266-7575
長野県社交飲食業生活衛生同業組合	026-235-2131	長野県美容業生活衛生同業組合	026-228-0404
長野県そば商生活衛生同業組合	026-233-3833	長野県興行生活衛生同業組合	0266-24-0002
長野県料理業生活衛生同業組合	0263-72-2020	長野県クリーニング生活衛生同業組合	026-267-4050
長野県食肉生活衛生同業組合	026-233-0795	長野県理容生活衛生同業組合	0263-33-6650
長野県飲食業生活衛生同業組合	026-228-0975	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	0268-22-5678

経営課題解決セミナーが開催されました

日本政策金融公庫などが主催する経営課題解決セミナーが、7月20日、長野県信用組合本店(長野市)とZoomミーティングで同時開催されました。

講師は、(株)グローバルゲンテン代表取締役の茂木(もき)久美子氏。「人の5倍売る技術 テクニックより大切なもの ～共感力～」と題してご講演をいただきました。

茂木さんはアルバイトとして採用された山形新幹線の車内販売で、東京―山形1往復の平均売上6万円のところ、1往復半で53万円という驚異的な販売実績を達成。25歳で車内販売のチーフインストラクターに抜擢され、1,300名の販売スタッフを指導。2011年に独立、「売り込まずに勝手に売れる店・人づくり」をキーワードに研修・企業コンサルを行っていらっしゃいます。

講演では、テクニックより大切な“共感力”についてお話がありました。茂木さんの「共感力」とは、相手の気持ちが変わり、その上で対応できる力。お客様と一緒に幸せな場を創り上げていく力のこと。茂木さんは、共感力を鍛え仕事に活かしたことで仕事がおもしろくなり、一歩踏み込んだ関係性がお客様と出来上がった。売るための接客ではなく、お客様への感謝やおもてなしを優先した。そして気づいてみたら売れていた、と経験を話されました。車内販売でのお客様との数々の心温まるエピソードを紹介しながら、涙あり、笑いありのお話に参加者は聴き入っていました。



生活衛生関係営業のデジタル化推進の手引き・事例等

厚生労働省では、生活衛生関係営業向けのデジタル化推進の手引き・事例集等をホームページに掲載しています。デジタル化の進め方、生産性向上のためのヒントなど、デジタル化推進のマニュアルとしてご活用ください。

○ 生活衛生関係営業向け「デジタル化推進の手引き<基礎編>」

- 1 【総論】 デジタル化を巡る現状と動向、課題
- 2 ホームページと SNS の効果的な活用
- 3 POS レジの導入
- 4 業務の自動化
- 5 キャッシュレス決済
- 6 モバイルを活用したオーダーシステム
- 7 データの活用
- 8 効果的な顧客管理の方法
- 9 財務会計ツールの活用
- 10 人事・勤怠管理ツール
- 11 IT 導入補助金の申請方法と活用のポイント



○ 生活衛生関係営業（業種別編）「デジタル化による生産性向上のすすめ」

- 1 理容業
- 2 美容業
- 3 クリーニング業
- 4 興行場営業
- 5 公衆浴場業
- 6 旅館・ホテル業
- 7 食肉・食鳥肉販売業
- 8 氷雪販売業
- 9 飲食業



○ 生活衛生関係営業「デジタル導入の取組事例集」

アドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikatsu-eisei33/index_00010.html

センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。（生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業）

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 実施期間

令和5年12月28日まで（平日 10:00～16:30）

3 申込方法

[「無料相談申込書」（4月号最終ページに掲載）](#)をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和5年8月の行事予定

8月30日（水） 14:00～ 生衛組合意見交換会（長野市「ホテル国際21」）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp